

税

税のお知らせ

■問い合わせ先
税務課 ☎(40)5554

納税はお済みですか？

平成27年度下野市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の第一期(全期前納)納期限が過ぎました。

納付は納期内が原則です。しかしながら、すべての方が納期内納付をしていないため、次のとおり督促状を発送している状況です。

■平成27年度固定資産税・軽自動車税督促状発送件数

(6月22日発送分)

固定資産税(第一期)

2130件

軽自動車税(第一期)

2212件

※督促状の発送には1件当たり約100円の経費がかかります。

「うっかり納付を忘れてし

まった」

「納付書をなくしてしまっ
た」等の理由で納付が遅れた
ために、皆さんの貴重な税金
が費やされていることを、一
人ひとりが真剣にお考えいた
だきたいと思います。

口座振替が便利です

納税は、便利で確実な口座
振替をご利用ください。

口座振替のお申し込みは、

次の口座振替取り扱い金融機
関の窓口でできます。

■口座振替取り扱い金融機関
足利銀行、栃木銀行、足利小

山信用金庫、宇都宮農業協同
組合、小山農業協同組合、三

井住友銀行(介護・後期除く)
ゆうちょ銀行

詳細はお問い合わせいた
ださいます。

http://www.city.
shimotsuke.lg.jp

shimotsuke.lg.jp

コンビニエンスストア でも納付できます

日中、市役所や銀行等に行
く時間がない方は、24時間い
つでも納められるコンビニ納
付をご利用ください。(バー

コード付き納付書に限りま
す)

なお納期限を過ぎると、コ
ンビエ納付はできません。取
り扱い店は納付書裏面をご確
認ください。

公平な納税を実現する ために

納付の督促に応じず納付す
る意思がない人などには財産
調査及び差し押さえを行って
います。

下野市及び栃木県では新規
滞納を防止するために現年度
の滞納についても徴収の強化
を行っています。

「まだ納期限から期間が経
つていないから大丈夫」とい
うことはありません。

必ず、納期内納付をして
ください。

納付を忘れてしまったとき
は速やかに税務課に連絡をし
てください。

税金を支える

明るい社会

平成27年度臨時福祉給付金の 支給の準備をすすめています

支給の準備をすすめています

平成26年4月1日から消費
税率が8%に引き上げられま
したが、消費税の引き上げに
伴う負担を緩和するため、所
得の低い方に「臨時福祉給付
金」を支給します。

なお、この給付金は、基準
日(平成27年1月1日)時点
で下野市に住居登録された方
(外国人を含む)が対象です。

基準日に市内に住居登録が
ない方は、住民登録されてい
た市町村で申請の受付をする
こととなります。

■支給対象者

平成27年度分の住民税が非
課税の方

※課税されている方の扶養親
族および生活保護の受給
者である場合などは除き
ます。

■支給額

1人につき6千円

■申請受付スケジュール

支給対象の方には、8月下
旬に「通知書」を送付させて
いただく予定です。



「臨時福祉給付金」の “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取” にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員をかたった電
話がかかってきたり、郵便が届いたら、市役所や警察署(ま
たは警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

■問い合わせ先
社会福祉課 ☎(52)1112

申請期間については、9月
1日~3月1日までの6か
月間を予定しています。詳細に
つきましては、順次お知らせ
します。
まだ、確定申告、または住
民税の申告をされていない方
は申告をお願いします。